

第3回除染等業務に係る特別教育（学科教育）の受講申込書

厚生労働省では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染等作業や廃棄物の処理等に従事する労働者の放射線障害防止対策として、新たな規則「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」が平成24年1月1日から施行されました。

この規則では、地方公共団体等が発注する公園や公道など汚染状況重点調査地域等（毎時0.23μSvを超える地域）における土壌等の除去等の業務や廃棄物収集等の業務を行う事業者は、その労働者に対して特別教育を実施することが義務づけられます。

この特別教育は、本来は事業者の義務により実施するものですが、千葉労働局では、事業者が特別教育を行う際の支援を目的として、主に事業場で除染作業等の指揮を行う者を対象に特別の教育を実施することになりましたので、参加されるようご案内いたします。

なお、この特別教育は、学科教育と実技教育から成り立っておりますが、今回千葉労働局が行う教育は学科教育のみであり、義務を履行するためには、各事業者において、別途、実際に作業する機械等を用いて実技教育を実施する必要があります。

記

- 1 日 時 平成24年2月2日（木）午前9時50分から午後5時まで
- 2 場 所 千葉市文化センター 5階セミナー室
千葉市中央区中央2-5-1
- 3 受講料 無料
- 4 申込方法 下記の受講申込書に必要事項を記入の上、千葉労働局労働基準部健康安全課までFAXで申込み下さい。応募者が多数の場合、会場の都合上、お断りする場合がありますのでご了承ください。（受理した方には、受講番号を事前に通知いたします。）

申込先	千葉労働局労働基準部健康安全課
TEL	043-221-4312
FAX	043-221-6868

- 5 その他 この講習を修了した方には特別教育学科教育受講証明書を交付いたします。
交付する際に、本人確認を行いますので、自動車免許証等本人確認ができるものおよび所属事業場が確認できるもの（名刺等）をお持ちください。

千葉労働局健康安全課 御中

受講申込書（2名までとしてください）（FAX 043-221-6868）

注意1 申込書は楷書で記載してください。

注意2 受講者のお名前、生年月日は正確に、また、受講者の自宅住所は地番等まできちんと記載してください。

事業場名	受講者氏名(ふりがな)	生年月日	受講者の自宅住所
	男	昭和・平成	
	女	年 月 日	
	男	昭和・平成	
	女	年 月 日	